

精神保健福祉士養成施設等報告(2019(令和元)年5月1日現在)

1 設置者に関する情報

法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所及び連絡先	学校法人 都築学園 815-8511 福岡県福岡市南区玉川町22番1号 TEL:092-541-0161 FAX:092-541-5229
法人代表者氏名	理事長: 都築 仁子
大学等以外の実施事業	https://www.tsuzukigakuengroup.com/affiliated_school/institute_1
財務諸表	http://www.daiichi-cps.ac.jp/images/material/2/files/H29zaimu.pdf

2 大学等に関する情報

大学等の名称、住所及び連絡先	神戸医療福祉大学社会福祉学部社会福祉学科精神保健福祉士養成課程 679-2217 兵庫県神崎郡福崎町高岡字塩田1966番地の5 TEL:0790-22-2620 FAX:0790-23-0622
大学等の代表者氏名	学長: 都築 明寿香
大学等の開校年月日	2000年4月
学則	学則: 1ページへ 精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する規程: 28ページへ
研修施設、図書館(蔵書数を含む。)等の設備の概要	http://www.kinwu.ac.jp/equipment/index.html H30年度受入統計表: 30ページへ

3 教育課程に関する情報

養成課程のスケジュール(期間、日程、時間数)	31ページへ
入学定員	50名
学生募集要項	・募集要項請求 ・願書提出 ・入学者選抜試験 ・合格発表 ・入学式 ・学科ガイダンス(養成課程に関する説明会) ・養成課程希望者面接 ・精神保健福祉士養成課程履修願提出 ・履修登録 ・資料請求先 〒679-2217 兵庫県神崎郡福崎町高岡1966-5 神戸医療福祉大学 入試広報課 TEL 0790-22-6947 FAX 0790-22-6452 E-mail info@kinwu.ac.jp
授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用	学費: http://www.kinwu.ac.jp/nyushi/gakunoukin.html 学外実習教育費: http://www.kinwu.ac.jp/images/material/51/files/johokokai2019_8_3.pdf
科目別シラバス	http://www.kinwu.ac.jp/syllabus/index.html?pid=26970
実習演習科目担当教員数、実習演習科目別担当教員名(教員の氏名、略歴、保有資格)	科目ごとの担当教員名: 32ページへ 専任教員略歴: 33ページ
教材	科目ごとのシラバス参照
協力実習機関の名称、住所、事業内容	37ページへ
実習プログラムの内容・特徴	40ページへ

4 実績に関する情報

卒業者の延べ人数	631名(2004年度養成課程設置)
卒業者の進路の状況(就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数)	57ページへ

5 その他の情報

その他、入学者又は入学希望者の選択に資する情報	http://www.kinwu.ac.jp/exam/index.html?pid=13313
-------------------------	---

神戸医療福祉大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に従い、広く知識を授けるとともに、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」に則り、人と環境に優しい福祉の心をもった人材を国際色豊かに育むことを目的とする。

(本学本部の位置)

第2条 本学本部は、兵庫県神崎郡福崎町高岡字塩田1966番地の5に置く。

(自己点検・自己評価)

第3条 本学は、第1条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。

2 前項の点検及び評価の実施等に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学科及び収容定員

(学部・学科)

第4条 本学に次の学部、学科を置き、その収容定員は次のとおりとする。

(単位 人)

学 部	学 科	姫路キャンパス		大阪天王寺キャンパス	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
社会福祉学部	社会福祉学科	170	680	—	—
	健康スポーツコミュニケーション学科	100	400	—	—
	経営福祉ビジネス学科	—	—	130	520
	計	270	1,080	130	520

2 各学科の人材養成の目的を次のように定める。

(1) 社会福祉学科

高齢者、障がい者、児童、貧困者等を対象に、身体・医療的側面、心理・社会的側面、経済・制度的側面の視点と枠組みをもって、個人の生活理解と問題やニーズの発見を行い、福祉・保健医療サービス、地域の社会資源を活用した支援マネジメントができる社会福祉専門職の育成を目的とする。

(2) 健康スポーツコミュニケーション学科

福祉・健康・スポーツ分野における必要な知識と実践方法を習得し、専門領域のスキルを高め、教育分野の指導者のみならず生活の質の維持・向上のために幅広い年齢層を対象とした適切な健康・運動の指導ができる人材を育成することを目的とする。

(3) 経営福祉ビジネス学科

人に寄り添い、組織をリードし、社会に貢献することを自らの目標に定め、福祉と経営に必要なマインド、スキル、知識を身につけることで、人、組織、社会の抱える様々な課題に気付き、その原因を分析し、解決策を提案・実行できる人材を養成することを目的とする。

第3章 修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第5条 本学における修業年限を4年とする。

(在学年限)

第6条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、再入学又は編入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

2 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(学 年)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、授業期間については年度ごとに定める学年暦によるものとする。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。ただし、春季、夏季及び冬季休業日の期間は、年度ごとに定める学年暦によるものとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日

(3) 学園創立者記念日 (10月20日)

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

2 前項の規定にかかわらず、学長は必要に応じて臨時に授業を休止し、又は休業日に授業若しくはその他の行事を行うことができる。

第4章 教育課程

(授業科目)

第10条 本学において開設する授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(単位の算定)

第11条 授業科目の単位の算定は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学

習等を考慮して、次の基準により算定する。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15～30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実習及び実技については、30～45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に指定する科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業期間及び履修)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

2 授業科目の履修方法及び履修手続き等は、別に定める。

(履修単位数の上限)

第13条 各学年で履修登録できる単位数の上限は48単位とする。ただし、以下に定める科目の単位数は、合計登録単位数に含めないものとする。

除外対象科目	単位数
ソーシャルワーク実習	4
レクリエーション実習	1
介護実習	2
介護実習	4
介護実習	4
保育所実習	2
保育所実習	2
施設実習	2
精神保健福祉援助実習 - A	2
精神保健福祉援助実習 - B	1
精神保健福祉援助実習	2
心理実習	4
スポーツ指導実習	1
介護等体験	1
教育実習(A)	3
教育実習(B)	5

(メディアを利用して行う授業)

第14条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については別に定める。

第5章 単位の認定

(単位の認定)

第15条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験は、定期試験、追試験、再試験、その他とする。

3 試験の方法は、筆記試験、実技試験、レポート提出等による。

4 授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種の評語をもって表し、可以上を合格とする。

5 社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「指定規則」という。）に掲げる各科目の出席時間数が、3分の2（ただし、実習については5分の4）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。

6 科目修了の認定は、学期末又は学年末にこれを行う。

（教養科目）

第16条 各学科の卒業に必要な教養科目の単位数は、合計32単位以上とする。

（専門科目）

第17条 各学科の卒業に必要な専門科目の単位数は、合計92単位以上とする。

（卒業単位数）

第18条 4年以上在学し、前2条の要件を満たして、総計124単位（以下、「卒業要件単位」という。）以上修得しなければならない。

（追認定）

第19条 次の各号の一に該当する場合は、追試験・再試験を実施し追認定を行うことがある。

（1）忌引き、病気等のやむを得ない理由のために認定を受けなかったとき

（2）卒業年次の学生で特別な事情があるとき

（3）成績の評価が不可になった科目について、担当教員が再試験を実施するとき

（他大学等における授業科目の履修等）

第20条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に該当他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、30単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第21条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第22条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行なった前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学

等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

(本学以外で履修した科目及び単位の取り扱い)

第23条 本学以外で修得した科目及び単位の取り扱いに関する詳細は、別に定める。

第6章 入学、休学、退学及び除籍

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第25条 本学に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣が指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第26条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第27条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学許可)

第28条 前条の規定による選考の結果、合格した者については、教授会の意見を聴いて学長が入学を許可する。

(再入学)

第29条 本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を願い出た場合は、懲戒による退学処分を受けた者を除き、選考の上、教授会の意見を聴いて学長が再入学を許可することができる。

2 再入学の時期は、学年始め又は学期始めとする。

(編入学)

第30条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者は、選考の上、教授会の意見を聴いて学長が入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

2 編入学の時期は、学年始めとする。

(入学手続)

第31条 入学、再入学又は編入学を許可された者は、所定の期日までに次の手続きをしなければならない。

- (1) 保証人連署の誓約書の提出
- (2) 所定の入学金その他の納付金の納付
- (3) その他本学の定める手続き

(入学取消)

第32条 入学、再入学又は編入学を許可された者は、次の各号の一に該当する場合は、その入学許可を取り消す。

- (1) 正当な理由がなくて前条の入学手続きを完了しないとき
- (2) 無届けで入学式に欠席し、その後1週間を経過しても連絡がないとき

(休 学)

第33条 病気その他やむを得ない理由で継続して3ヶ月以上修学不能のときは、所定の手続きにより、教授会の意見を聴いて学長が休学を許可することができる。

2 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、さらに1年以内の休学を許可することができる。

3 休学の期間は、通算して4年を超えてはならない。

(復 学)

第34条 休学中の学生にその理由が消滅したときは、所定の手続きにより、教授会の意見を聴いて学長が復学を許可することができる。

2 復学の時期は、学年始め又は学期始めとする。

(退 学)

第35条 学生が退学しようとするときは、保証人連署のうえその理由を付し願い出て、教授会の意見を聴いて学長の許可を得なければならない。

(転 学)

第36条 学生は教授会の意見を聴いて学長の許可を得なければ、他の学校へ転学(入学を含む)を出願することができない。

(転学科)

第37条 学生が転学科をしようとするときは、欠員のある場合に限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することがある。

2 転学科の取扱いについての詳細は、別に定める。

(除 籍)

第38条 学生が次の各号の一に該当したときは、教授会の意見を聴いて学長が除籍する。ただし、留学生については別に定めるところによる。

- (1) 第5条の在学年限を超えたとき

- (2) 第32条の休学期間を超えてなお修学できないとき
 - (3) 授業料及びその他の納付金を滞納し、督促を受けてもこれを納付しないとき
 - (4) 死亡又は行方不明の届け出があったとき
- (復 籍)

第39条 前条第3号により除籍された者が、除籍後2年以内に復籍を願い出た場合は、所定の
手続きにより、教授会の意見を聴いて学長が復籍を許可することができる。

2 復籍の時期は、学年始め又は学期始めとする。

第7章 賞 罰

(表 彰)

第40条 学業又はスポーツの成績が特に優秀でかつ人物が優れている者、又はその他社会の模
範となる行為をした学生については、教授会の意見を聴いて学長がこれを表彰することがで
きる。

(懲 戒)

第41条 学生が、学則又は諸規程に背き、学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反す
る行為をしたときは、教授会の意見を聴いて学長が懲戒に処する。

2 懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学処分は、学生が次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる場合
- (2) 正当な理由がなくて出席が常でない場合
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した場合

4 前項に規定するもののほか、懲戒に関し必要な事項は別に定める。

第8章 卒業、学位及び免許等の取得

(卒業要件)

第42条 本学に4年以上在学し、第17条に規定する卒業単位数を修得した者は、教授会の意見
を聴いて学長が本学の卒業を認める。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。

(学 位)

第43条 卒業した者には、学士の学位を授与し、学位記に専攻分野を下記のとおり付記する。

- ・社会福祉学科 学士(社会福祉学)
- ・健康スポーツコミュニケーション学科 学士(健康福祉学)
- ・経営福祉ビジネス学科 学士(社会福祉学)

(免許・資格の取得)

第44条 社会福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、社会福祉士養成指定科目(別表2)
を修得しなければならない。

2 精神保健福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、本学社会福祉学部社会福祉学科に

在籍し、精神保健福祉士養成指定科目（別表3）を修得しなければならない。資格取得に関し必要な事項は別に定める。

- 3 保育士国家資格を得ようとする者は、本学社会福祉学部社会福祉学科に在籍しなければならない。資格取得に関し必要な事項は別に定める。
- 4 介護福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、本学社会福祉学部社会福祉学科に在籍しなければならない。資格取得に関し必要な事項は別に定める。
- 5 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則の定めるところに従い、所定の本学の授業科目及び単位数を修得しなければならない。免許状取得に関し必要な事項は別に定める。
- 6 公認心理師国家試験受験資格を得ようとする者は、本学社会福祉学部社会福祉学科に在籍しなければならない。資格取得に関し必要な事項は別に定める。

第9章 教職員組織及び教授会

（教職員）

第45条 本学に、学園総長、学園副総長、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。また、学長代理、副学長を置くことがある。

- （1）学園総長は、教学を総理する。
- （2）学園副総長は、学園総長を補佐する。
- （3）学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- （4）学長代理は、大学運営の円滑化を図るため学長を補佐する。
- （5）副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- （6）学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- （7）教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- （8）准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- （9）講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- （10）助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- （11）助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- （12）事務職は、事務に従事する。
- （13）その他の職員は、上司の命を受けて所定の任務に服する。

（教授会）

第46条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、学長代理、副学長、専任の教授、学園総長及び学園副総長をもって構成する。ただし、学長は必要がある場合は、専任の准教授、講師又はその他の職員を加えることができる。
- 3 教授会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。教授会に関し必要な事項

は、別に定める。

- (1) 学則その他諸規程の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 教育課程の編成に関する事項
 - (3) 学位授与に関する事項
 - (4) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (5) 学生の休学、復学、退学、転学、転学科、除籍、復籍、賞罰に関する事項
 - (6) その他、教育、研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第10章 研究生、科目等履修生、聴講生及び委託生等

(研究生)

第47条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、授業及び研究に支障のない限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

(科目等履修生)

第48条 本学の学生以外の者で、授業科目の単位の修得を目的とする者が履修を願い出た場合は、授業及び研究に支障のない限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

2 科目等履修生の取り扱いについては、別に定める。

(聴講生)

第49条 本学の学生以外の者で、授業科目の聴講を願い出た場合は、授業及び研究に支障のない限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

2 聴講生の取り扱いについては、別に定める。

(委託生)

第50条 国その他の公共機関の長から委託生の願い出があった場合は、授業及び研究に支障のない限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

2 委託生の取り扱いについては、本学則を準用する。

(日本語別科)

第51条 本学に日本語別科を置く。

2 日本語別科に関し必要な事項は別に定める。

(留学生)

第52条 外国人の入学希望者については、別に定めるところにより選考を行う。

2 入学許可を受けた留学生については、別に定めのあるものを除き、本学則を適用する。

第11章 公開講座

(公開講座)

第53条 広く一般の教養を高め、社会文化の向上並びに生涯教育に資するために公開講座を設

けることができる。

第12章 学 費

(入学検定料)

第54条 入学、再入学及び編入学を志願する者は、出願手続きに際し別表4に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学金)

第55条 入学、再入学及び編入学を許可された者は、入学手続きに際し別表4に定める入学金を所定の期限までに納付しなければならない。

(授業料等)

第56条 入学、再入学及び編入学を許可された者は、その入学年度に応じ別表4に定める授業料等を、所定の期限までに納付しなければならない。

2 納付については、別に定める。

(納付猶予)

第57条 授業料等を所定の期限までに納付できない場合は、学長にその納付期限までに理由を付し納付猶予を願い出て、許可を得なければならない。ただし留学生については別に定めるところによる。

2 猶予の期間は3ヶ月以内とする。

(休学者の授業料等)

第58条 休学を許可された学生は、別に定める在籍料を納付しなければならない。

(退学者の授業料等)

第59条 学生が退学する場合は、在学期間中の授業料等は納付しなければならない。

(停学処分者の授業料等)

第60条 学生が停学処分を受けた場合は、その期間中の授業料等は納付しなければならない。

(試験料)

第61条 追試験及び再試験の受験を許可された場合は、別表5-(1)に定める試験料を所定の期限までに納付しなければならない。

(科目等履修料)

第62条 科目等履修を許可された者(科目等履修生)は、別表5-(2)に定める履修料等を所定の期限までに納付しなければならない。

(聴講料)

第63条 聴講を許可された者(聴講生)は、別表5-(3)に定める聴講料を所定の期限までに納付しなければならない。

(実習費)

第64条 資格取得のための学外実習を希望する学生は、それぞれの実習について別表5-(4)に定める学外実習教育費を所定の期限までに納付しなければならない。

(納付金の返還)

第65条 納入済の授業料及びその他の納付金は、いかなる理由があっても返還しない。

- 2 入学手続きを完了した者が、所定の期日までに入学辞退の届出書を提出した場合は、前項の規定にかかわらず、入学金を除き授業料を返還する。

第13章 図書館

(附属図書館)

第66条 本学に附属図書館を置く。

- 2 図書館には、図書、文献及び研究資料を収集管理し、教職員、学生及びその他の研究閲覧に供する。
- 3 図書館の利用については、別に定める。

第14章 国際交流センター

(国際交流センター)

第67条 本学に国際交流センターを置く。

- 2 国際交流センターに関し必要な事項は、別に定める。

第15章 厚生保健

(厚生施設)

第68条 本学に食堂を置く。

- 2 本学に学生寮を置く。学生寮の管理・運営については、別に定める。
- 3 本学に学生自習室を置く。
- 4 本学に学生控室を置く。

(保健管理)

第69条 本学に保健衛生を管理するために医務室を置く。

- 2 学生は、毎年行う健康診断を受けなければならない。
- 3 前項の診断の他に必要に応じ、集団生活に不相当な者及び学業履修が困難と判定された者に対して、学長は治療を命じ、又は登学を停止し、あるいは休学を命ずることができる。

第16章 改正

(改正)

第70条 この学則の改正は、理事会の承認を得てこれを行い設置者がこれを文部科学大臣に届け出るものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この改正学則は、平成12年12月1日から施行する。
- 3 この改正学則は、平成14年7月1日から施行する。

- 4 この改正学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 5 この改正学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 6 この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第11条の規定及び別表1の適用は、従前の例による。
- 7 この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 8 この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第38条の2及び第56条の規定の適用は、従前の例による。
- 9 この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条、第49条及び第57条の規定の適用は、従前の例による。ただし、編入学生の教育課程は、改正学則による。
- 10 この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 11 この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条の適用は、従前の例による。
- 12 この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条の適用は、従前の例による。
- 13 この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条、第39条、第49条、第59条の適用は、従前の例による。
- 14 この改正学則は、平成26年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第10条の適用は、従前の例による。
- 15 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条、第50条の適用は、従前の例による。
- 16 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第3条、第8条、第52条については、従前の学則の規定を適用する。
- 17 この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第8条については、従前の学則の規定を適用し、平成26年以前に入学した学生に対しては、第61条については、従前の学則の規定を適用する。
- 18 この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第3条第1項については、従前の学則の規定を適用する。
- 19 この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第8条、第41条、第61条については、

従前の学則の規定を適用する。

20 この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第9条、第42条、第54条、第62条については、従前の学則の規定を適用し、第14条第4項については、施行後の成績評価から適用する。

21 この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第10条、第44条、第56条、第64条については、従前の学則の規定を適用する。

別表1 - (1) 社会福祉学科
 教養教育科目 基礎教育科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
教養科目	基礎教育科目	キャリア演習	2						
		キャリア演習			2				
		医療と福祉のあゆみ	2						
		人体の構造と機能及び疾病	2						
		文章表現の技術	2						

別表1 - (1) 社会福祉学科
 教養教育科目 教養科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
教養科目	総合教養	心理学概論	2						
		心理学概論		2					
		法学（日本国憲法を含む）	2						
		法学	2						
		政治学	2						
		政治学	2						
		経済学	2						
		経済学	2						
		倫理学	2						
		倫理学	2						
		日本史	2						
		日本史	2						
		生物学	2						
		生物学	2						
		社会学			2				
		社会学			2				
		化学			2				
		化学			2				
		外国史			2				
	外国史			2					
	情報と言語	マルチメディア演習A		2					
		英語表現法		2					
		英語表現法		2					
		韓国語表現法		2					
		韓国語表現法		2					
		日本語		2					
		日本語		2					
		日本事情		2					
		日本事情		2					
ROSE			4						
健康と運動	マルチメディア演習B			2					
	中国語表現法			2					
	中国語表現法			2					
	フランス語表現法			2					
	フランス語表現法			2					
	健康と運動の科学		2						
	生涯スポーツ		1						
生涯スポーツ		1							

* 日本語、日本語、日本事情、日本事情 は留学生用

別表1 - (1) 社会福祉学科
学科専門科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次		備考
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
学科 コア 科目	社会福祉原論	4								
	ソーシャルワーク総論	4								
	高齢者福祉論	2								
	児童福祉論			2						
	障害者福祉論			2						
	介護概論		2							
	健康学総論		2							
	栄養学概論		2							
	高齢者福祉論		2							
	学習・言語心理学		2							
	感情・人格心理学		2							
	保育者論		2							
	社会的養護		2							
	保育原理		2							
	福祉住環境学		2							
	ソーシャルワーク演習		2							
	福祉心理学				2					
	教育原理				2					
	ソーシャルワーク論				4					
	公的扶助論				2					
	ソーシャルワーク演習				4					
	社会調査論				2					
	福祉経営論				2					
	地域福祉論				2					
	子どもの保健				2					
	高齢者の心理				2					
	障害者・障害児心理学				2					
	リハビリテーション論				2					
	レクリエーション基礎				2					
	児童福祉論				2					
	障害者福祉論				2					
	精神保健				2					
	精神保健福祉援助技術総論				2					
	精神保健福祉論				2					
	発達心理学				2					
	精神疾患とその治療				4					
	社会・集団・家族心理学				2					
	教育・学校心理学				2					
	知覚・認知心理学				2					
	臨床心理学概論				2					
	公認心理師の職責				2					
	介護技術基礎				2					
	ソーシャルワーク実習指導				(1)		(1)			2・3年次
	卒業研究演習					2				
	医療福祉論					2				
	産業・組織心理学						2			
	心理学的支援法						2			
	健康・医療心理学						2			

学科専門科目

神経・生理心理学					2			
司法・犯罪心理学					2			
関係行政論					2			
心理的アセスメント					2			
心理演習					2			
ソーシャルワーク論					4			
コミュニティーワーク論					2			
社会保障論					4			
就労支援サービス論					2			
権利擁護と成年後見					2			
家族社会学					2			
子ども家庭支援論					2			
子ども家庭支援の心理学					2			
精神科リハビリテーション学					4			
精神保健福祉論					4			
精神保健学					4			
レクリエーション指導演法					1			
レクリエーション指導演法					1			
専門職連携法					2			
司法福祉論					(2)	(2)		3・4年次
福祉行財政と福祉計画論					(2)	(2)		3・4年次
保健医療サービス論					(2)	(2)		3・4年次
ソーシャルワーク演習					(4)	(4)		3・4年次
ソーシャルワーク実習					(4)	(4)		3・4年次
ソーシャルワーク実習指導					(2)	(2)		3・4年次
卒業研究演習						2		
心理実習							4	
レクリエーション実習							1	
生活支援技術		2						
生活支援技術		2						
生活支援技術		2						
介護コミュニケーション技術		2						
介護過程		1						
介護過程		1						
介護総合演習		1						
介護総合演習		1						
介護実習		2						
介護概論		2						
生活支援技術				2				
生活支援技術				2				
介護過程				1				
介護過程				1				
介護概論				2				
介護総合演習				1				
介護実習				4				
介護過程					1			
介護総合演習					1			
介護実習					4			
医療的ケア							4	
医療的ケア							1	
チームマネジメント							2	
地域福祉活動法							1	
保育の計画と評価				2				

介護福祉士領域

保育士領域	保育内容総論				1				
	保育内容（言葉）				1				
	子どもの食と栄養				2				
	子どもの健康と安全				1				
	障害児保育				2				
	子どもの音楽				1				
	子どもの音楽				1				
	子どもの身体表現				1				
	子どもの造形				1				
	保育所実習指導				1				
	子どもの理解と援助				1				
	子どもの言語表現				1				
	社会的養護				1				
	乳児保育				2				
	子どもの音楽						1		
	乳児保育						1		
	保育内容（環境）						1		
	保育内容（健康）						1		
	保育内容（人間関係）						1		
	保育内容（表現）						1		
	保育所実習						2		
	保育所実習						2		
	保育所実習指導						1		
施設実習						2			
施設実習指導						1			
児童文化								1	
保育実践演習								2	
精神保健福祉士領域	精神保健福祉援助演習					2			
	精神保健福祉援助演習					2			
	精神保健福祉援助実習指導					1			
	精神保健福祉援助技術各論							4	
	精神保健福祉援助実習 - A							2	
	精神保健福祉援助実習 - B							1	
	精神保健福祉援助実習							2	
	精神保健福祉援助実習指導							2	
認定心理士領域	心理学研究法				2				
	心理学実験				2				
	心理学統計法				2				
	心理検査法実習						2		

別表1 - (2) 健康スポーツコミュニケーション学科

教養科目 基礎教育科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
教養科目	基礎教育科目	キャリア演習	2						
		キャリア演習			2				
		医療と福祉のあゆみ	2						
		人体の構造と機能及び疾病	2						
		文章表現の技術	2						

別表1 - (2) 健康スポーツコミュニケーション学科

教養科目 総合教養・情報と言語・健康と運動

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
教養科目	総合教養科目	心理学概論		2					
		心理学概論		2					
		法学（日本国憲法を含む）		2					
		法学		2					
		政治学		2					
		政治学		2					
		経済学		2					
		経済学		2					
		倫理学		2					
		倫理学		2					
		日本史		2					
		日本史		2					
		生物学		2					
		生物学		2					
		社会学				2			
		社会学				2			
		化学				2			
		化学				2			
		外国史				2			
		外国史				2			
	情報と言語	マルチメディア演習A		2					
		英語表現法		2					
		英語表現法		2					
		韓国語表現法		2					
		韓国語表現法		2					
		日本語		2					
		日本語		2					
		日本事情		2					
日本事情			2						
ROSE			4						
健康と運動	マルチメディア演習B				2				
	中国語表現法				2				
	中国語表現法				2				
	フランス語表現法				2				
	フランス語表現法				2				
	健康と運動の科学	2							
生涯スポーツ	1								
生涯スポーツ	1								

*日本語、日本語、日本事情、日本事情は留学生用

別表1 - (2) 健康スポーツコミュニケーション学科

学科専門科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次		備考
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
学科コア科目	健康福祉論	2								42単位 必修
	社会福祉原論	4								
	ソーシャルワーク総論	4								
	コミュニケーション基礎	2								
	スポーツ科学概論	2								
	体育・スポーツ原論	2								
	スポーツ指導者論	2								
	高齢者福祉	2								
	生理学（運動生理学を含む）	2								
	障害者福祉			2						
	児童福祉			2						
	生涯スポーツ論			2						
	トレーニング論			2						
	レクリエーション基礎			2						
	アダプテッドスポーツ論			2						
	医療福祉論					2				
	健康運動指導法（有酸素運動）					1				
	健康運動指導法（レジスタンス運動）					1				
	卒業研究演習					2				
卒業研究演習							2			
社会福祉領域	介護概論		2							10単位 以上 必修
	高齢者福祉論		2							
	ソーシャルワーク演習		2							
	障害者福祉論				2					
	児童福祉論				2					
	社会調査論				2					
	地域福祉論				2					
	福祉経営論				2					
	公的扶助論				2					
	ソーシャルワーク論				4					
	ソーシャルワーク演習				4					
	ソーシャルワーク実習指導				1					
	社会保障論						4			
	ソーシャルワーク論						4			
	コミュニティワーク論						2			
	就労支援サービス論						2			
	権利擁護と成年後見						2			
	ソーシャルワーク演習						4			
	ソーシャルワーク実習指導						2			
	ソーシャルワーク実習						4			
	保健医療サービス論						(2)	(2)	3・4年次	
	司法福祉論						(2)	(2)	3・4年次	
福祉行財政と福祉計画論						(2)	(2)	3・4年次		
陸上競技		1								
サッカー		1								
対人生活支援の方法（ケースワーク）				2						
対人生活支援の方法（グループワーク）				2						
器械運動（体づくり運動を含む）				1						

学科専門科目	健康スポーツ領域	バドミントン			1				
		ダンス			1				
		水泳・水中運動			1				
		レクリエーション指導法			1				
		スポーツ心理学			2				
		スポーツ社会学（スポーツ史を含む）			2				
		アダプテッドスポーツ指導法			1				
		機能解剖学			2				
		栄養学（運動栄養学を含む）			2				
		柔道					1		
		介護予防運動指導法					1		
		スポーツ経営学					2		
		バイオメカニクス					2		
		スポーツコーチング論					2		
		体力測定評価演習					2		
		スポーツ医学					2		
		子どもの発育発達と運動					2		
		レクリエーション実習					1		
		スポーツ指導実習					1		
		救急処置法					2		
		アダプテッドスポーツコミュニケーション演習							2
アダプテッドスポーツコミュニケーション演習							2		
教職関連科目	教職概論	2							
	教育原理			2					
	教育心理学			2					
	教育制度論			2					
	教育課程論			2					
	保健体育科教育法			4					
	道徳教育の指導法			2					
	精神保健			2					
	保健衛生学（公衆衛生学を含む）			2					
	保健体育科教育法					4			
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法					2			
	教育方法論					2			
	生徒・進路指導論					2			
	教育相談					2			
	学校保健（小児保健・学校安全を含む）					2			
	特別支援教育					1			
	介護等体験					1			
	教育実習（A）							3	
	教育実習（B）							5	
	教職実践演習（中・高）							2	
	学校経営と学校図書館			2					
	学校図書館メディアの構成					2			
	学習指導と学校図書館					2			
読書と豊かな人間性					2				
情報メディアの活用					2				

10単位
以上
必修

別表1 - (3) 経営福祉ビジネス学科

教養教育科目 基礎教育科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
教養科目 基礎教育科目	キャリア演習	2							
	キャリア演習			2					
	医療と福祉のあゆみ	2							
	人体の構造と機能及び疾病	2							
	文章表現の技術	2							

別表1 - (3) 経営福祉ビジネス学科

教養教育科目 教養科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
教養科目 総合教養	心理学概論		2						
	心理学概論		2						
	法学（日本国憲法を含む）		2						
	法学		2						
	政治学		2						
	政治学		2						
	経済学		2						
	経済学		2						
	倫理学		2						
	倫理学		2						
	日本史		2						
	日本史		2						
	生物学		2						
	生物学		2						
	社会学				2				
	社会学				2				
	化学				2				
	化学				2				
	外国史				2				
	外国史				2				
教養科目 情報と言語	マルチメディア演習A		2						
	英語表現法		2						
	英語表現法		2						
	韓国語表現法		2						
	韓国語表現法		2						
	日本語		2						
	日本語		2						
	日本事情		2						
	日本事情		2						
	ROSE		4						
	マルチメディア演習B				2				
	中国語表現法				2				
	中国語表現法				2				
フランス語表現法				2					
フランス語表現法				2					
教養科目 健康と運動	健康と運動の科学		2						
	生涯スポーツ		1						
	生涯スポーツ		1						

*日本語、日本語、日本事情、日本事情は留学生用

別表1 - (3) 経営福祉ビジネス学科

学科専門科目

授業科目	1年次		2年次		3年次		4年次		備考
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
学科コア科目	社会福祉原論	4							
	ソーシャルワーク総論	4							
	高齢者福祉論	2							
	経営学総論A	2							
	経営学総論B	2							
	福祉ビジネス概論	2							
	障害者福祉論			2					
	児童福祉論			2					
学科専門科目	介護概論		2						
	高齢者福祉論		2						
	ソーシャルワーク演習		2						
	障害者福祉論			2					
	児童福祉論			2					
	ソーシャルワーク論			4					
	ソーシャルワーク演習			4					
	公的扶助論			2					
	福祉経営論			2					
	社会調査論			2					
	地域福祉論			2					
	介護技術基礎			2					
	ソーシャルワーク実習指導			1					
	卒業研究演習					2			
	医療福祉論					2			
	社会保障論						4		
	ソーシャルワーク論						4		
	コミュニティワーク論						2		
	就労支援サービス論						2		
	権利擁護と成年後見						2		
	保健医療サービス論						(2)	(2)	3・4年次
	司法福祉論						(2)	(2)	3・4年次
	福祉行財政と福祉計画論						(2)	(2)	3・4年次
	ソーシャルワーク演習						(4)	(4)	3・4年次
	ソーシャルワーク実習指導						(2)	(2)	3・4年次
	ソーシャルワーク実習						(4)	(4)	3・4年次
	卒業研究演習							2	
	ビジネス実務総論				2				
	ビジネス実務演習				2				
	福祉住環境学				2				
	経営組織論				2				
	経営管理論				2				
ビジネス日本語A				2					
ビジネス日本語B				2					
ビジネス英語A				2					
ビジネス英語B				2					
現代企業論				2					
労働経済学				2					
行政学				2					
認知心理学				2					

日本語指導法				2				
日本語指導法				2				
異文化間心理				2				
国際ビジネス論				2				
マーケティング総論						2		
公共経済学						2		
産業心理学						2		
ビジネス実務特別演習						2		
ビジネス日本語特別演習 A						2		
ビジネス日本語特別演習 B						2		
ビジネス英語特別演習 A						2		
ビジネス英語特別演習 B						2		
ビジネス法						2		
職業選択論						2		
多文化ソーシャルワーク論						2		
国際福祉論						2		
国際ボランティア論						2		
国際人権論						2		
消費者心理						2		
介護日本語						2		
介護日本語						2		

* ビジネス日本語 A、ビジネス日本語 B、ビジネス日本語特別演習 A、
 ビジネス日本語特別演習 B は留学生用

別表 2

社会福祉士指定科目（厚生労働省令）			本学開講科目 （2018年度入学生から）				
領域	科目名	受験資格要件	科目名	授業形態	時間数	単位数	受験資格要件
理人 解・社 会に 関す る生 活と 福 祉 法 の	人体の構造と機能及び疾病	1 科 目 選 択	人体の構造と機能及び疾病	講義	30	2	1 科 目 選 択
	心理学理論と心理的支援		心理学概論	講義	60	4	
	社会理論と社会システム		社会学	講義	60	4	
	現代社会と福祉		社会福祉原論	講義	60	4	
	社会調査の基礎		社会調査論	講義	30	2	
す理 念な 相的 知識 方談 と法 技に 助包 術関 の括	相談援助の基盤と専門職		ソーシャルワーク総論	講義	60	4	
	相談援助の理論と方法		ソーシャルワーク論	講義	60	4	
			ソーシャルワーク論	講義	60	4	
とと 地 域 福 祉 に 関 す る 基 盤 整 知 識 備	地域福祉の理論と方法		地域福祉論	講義	30	2	
			コミュニティワーク論	講義	30	2	
	福祉行財政と福祉計画		福祉行財政と福祉計画論	講義	30	2	
	福祉サービスの組織と経営		福祉経営論	講義	30	2	
サ ー ビ ス に 関 す る 知 識	社会保障		社会保障論	講義	60	4	
	高齢者に対する支援と介護保 険制度		高齢者福祉論	講義	30	2	
			介護概論	講義	30	2	
	障害者に対する支援と障害者 自立支援制度		障害者福祉論	講義	30	2	
	児童や家庭に対する支援と児 童・家庭福祉制度		児童福祉論	講義	30	2	
	低所得者に対する支援と生活 保護制度		公的扶助論	講義	30	2	
	保健医療サービス		保健医療サービス論	講義	30	2	
	就労支援サービス	1 科 目 選 択	就労支援サービス論	講義	30	2	1 科 目 選 択
権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見		講義	30	2		
更生保護制度	司法福祉論		講義	30	2		
実 習 ・ 演 習	相談援助演習		ソーシャルワーク演習	演習	30	2	
			ソーシャルワーク演習	演習	60	4	
			ソーシャルワーク演習	演習	60	4	
	相談援助実習指導		ソーシャルワーク実習指導	演習	30	1	
			ソーシャルワーク実習指導	演習	60	2	
	相談援助実習		ソーシャルワーク実習	実習	180	4	

：基礎科目

別表 3

精神保健福祉士指定科目 (厚生労働省令)			本学開講科目 (2018年度入学生から)				
領域	科目名	受験資格要件	科目名	授業形態	時間数	単位数	受験資格要件
共通科目	人体の構造と機能及び疾病	1科目選択	人体の構造と機能及び疾病	講義	30	2	1科目選択
	心理学理論と心理的支援		心理学概論	講義	60	4	
	社会理論と社会システム		社会学	講義	60	4	
	現代社会と福祉		社会福祉原論	講義	60	4	
	地域福祉の理論と方法		地域福祉論	講義	30	2	
			コミュニティーワーク論	講義	30	2	
	福祉行財政と福祉計画		福祉行財政と福祉計画論	講義	30	2	
	社会保障		社会保障論	講義	60	4	
	低所得者に対する支援と生活保護制度		公的扶助論	講義	30	2	
	保健医療サービス		保健医療サービス論	講義	30	2	
	権利擁護と成年後見制度		権利擁護と成年後見	講義	30	2	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度		障害者福祉論	講義	30	2		
専門科目	精神疾患とその治療		精神疾患とその治療	講義	60	4	
	精神保健の課題と支援		精神保健学	講義	60	4	
	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)		ソーシャルワーク総論	講義	60	4	
	精神保健福祉相談援助の基盤(専門)		精神保健福祉援助技術総論	講義	30	2	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開		精神科リハビリテーション学	講義	60	4	
			精神保健福祉援助技術各論	講義	60	4	
	精神保健福祉に関する制度とサービス		精神保健福祉論	講義	60	4	
精神障害者の生活支援システム		精神保健福祉論	講義	30	2		
実習演習科目	精神保健福祉援助演習(基礎)		ソーシャルワーク演習	演習	30	2	
	精神保健福祉援助演習(専門)		精神保健福祉援助演習	演習	30	2	
			精神保健福祉援助演習	演習	30	2	
	精神保健福祉援助実習指導		精神保健福祉援助実習指導	演習	30	1	
			精神保健福祉援助実習指導	演習	60	2	
	精神保健福祉援助実習		精神保健福祉援助実習 -A	実習	60	2	
			精神保健福祉援助実習 -B		54	1	
		精神保健福祉援助実習	96		2		

* ソーシャルワーク実習の履修者は精神保健福祉援助実習 -Aが免除される

別表 4

〔入学検定料〕

入学検定料	33,000円
-------	---------

〔入学金及び授業料等〕

内 訳	社会福祉学科・健康スポーツコミュニケーション学科 ・経営福祉ビジネス学科（共通）					
	入学手続時	1 年 次		2 年 次 以 降		
		9 月	初年度合計	4 月	9 月	年度合計
入 学 金	100,000円		100,000円			
授 業 料	300,000円	300,000円	600,000円	300,000円	300,000円	600,000円
教 育 充 実 費	50,000円	50,000円	100,000円	50,000円	50,000円	100,000円
施 設 充 実 費	50,000円	50,000円	100,000円	50,000円	50,000円	100,000円
合 計	500,000円	400,000円	900,000円	400,000円	400,000円	800,000円

別表5 - (1)

〔試験料〕

試験区分	試験料	
追試験	1科目につき	1,000円
再試験	1科目につき	3,000円

別表5 - (2)

〔科目等履修料〕

科目等履修料	申請料	10,000円
	1科目(1単位)	30,000円

別表5 - (3)

〔聴講料〕

聴講料	1科目(4単位)	60,000円
	1科目(2単位)	30,000円

別表5 - (4)

〔学外実習教育費〕

学外実習教育費	項目	費用	対象学科・養成課程	
	ソーシャルワーク実習	70,000円	選択制(全学科)	
	介護実習	介護実習	50,000円	選択制(社会福祉学科介護福祉士養成課程)
		介護実習	70,000円	
		介護実習	80,000円	
	保育実習	60,000円	選択制(社会福祉学科保育士養成課程)	
	精神保健福祉援助実習		70,000円	選択制(社会福祉学科精神保健福祉士養成課程) ソーシャルワーク実習履修者のみ
			90,000円	選択制(社会福祉学科精神保健福祉士養成課程)
	教育実習	40,000円	選択制(健康スポーツコミュニケーション学科)	
	介護等体験	15,000円	選択制(健康スポーツコミュニケーション学科)	
心理実習	60,000円	選択制(社会福祉学科)		

精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸医療福祉大学学則第44条第2項に基づき、精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 精神保健福祉士国家試験受験資格を履修できる課程は、神戸医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 精神保健福祉士養成課程（以下「本課程」という。）という。

(定員及び学級数)

第3条 本課程の定員は1学年50名とし、3学級とする。

(授業科目)

第4条 本課程において精神保健福祉士国家試験受験資格を取得するための授業科目は、学則に定める別表のとおりとする。

2. 前項の授業科目のうち、社会福祉士の「相談援助実習」の単位を修得している場合は、「精神保健福祉援助実習」の「精神保健福祉援助実習 - A」を免除する。

(履修者選抜)

第5条 本課程において精神保健福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、所定の期日までに「精神保健福祉士国家試験受験資格履修願」を提出し許可されなければならない。学修状況、意欲において総合的に判断し、履修を認める。

(学外実習教育費)

第6条 精神保健福祉援助実習を履修する者は、所定の期日までに、学則の定めるところに従って学外実習教育費を納入しなければならない。

(履修の辞退)

第7条 本課程における履修を辞退する場合は、「精神保健福祉士国家試験受験資格履修辞退届」を提出しなければならない。

(履修許可の取消)

第8条 次の場合には、本課程における履修許可を取り消すことがある。

- (1) 学外実習教育費を納入しないとき
- (2) 学則の定めるところにより懲戒を受けたとき

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長がこれを行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成30年度 受入統計表

< 総合計 >

2019年3月31日

項 目			当年度末累計		備 考
			冊 数	金 額	
購入図書	図書	和	70,913	202,913,132	
		洋	14,443	105,626,073	
		計	85,356	308,121,281	
	楽譜	和	1,119	767,252	
		洋	973	922,320	
		計	2,092	1,689,572	
	雑誌製本	和	2,211	9,899,787	
		洋	1,195	10,150,231	
		計	3,406	20,050,018	
	計	和	74,243	213,580,171	
		洋	16,611	116,698,624	
		計	90,854	330,278,795	
研究費 図書	図書	和	9,251	29,045,756	
		洋	832	5,421,178	
		計	10,083	34,469,802	
寄贈図書	図書	和	8,865	14,205,256	
		洋	284	726,168	
		計	9,149	14,931,424	
	雑誌製本	和	42	83,790	
		洋	39	77,945	
		計	81	161,735	
	計	和	8,907	14,289,046	
		洋	323	804,113	
		計	9,230	15,093,159	
その他	図書	和	16,389		
		洋	8,140		
		計	24,529		
	雑誌製本	和	68		
		洋	23		
		計	91		
	計	和	16,457		
		洋	8,163		
		計	24,620		
合 計	和	108,858	256,914,973		
	洋	25,929	122,923,915		
	計	134,787	379,838,888		

2019年度 社会福祉実習及び教育実習実施計画

実習名(資格)		実習日程 注1・日数	実習生数 (予定)	対象学科(コース・専攻): 学年 注2	実習費	納入期間
ソーシャルワーク実習 (社会福祉士国家試験受験資格)		2019年8月19日(月)～9月20日(金) ・180時間以上かつ23日間以上	56	【選択制】 社会福祉(社会福祉・医療福祉心理) 経営福祉ビジネス、健康スポーツコミュニケーション:3年、 社会福祉(介護福祉・こども福祉):4年	70,000円	2019年
精神保健福祉援助実習 (精神保健福祉士国家試験受験資格)	障害福祉サービス事業施設等	2019年8月13日(火)～9月2日(火) ・120時間以上かつ15日間以上 (3年時ソーシャルワーク実習履修者は60時間以上かつ8日間以上)	10	【選択制】 社会福祉(福祉心理):4年生	90,000円 ソーシャルワーク 実習履修者は 70,000円	7月16日(火)～ 7月31日(水)
	精神科病院等の医療機関	2019年9月9日(月)～9月26日(木) ・90時間以上かつ12日間以上		【選択制】 社会福祉(福祉心理):4年生		
介護実習 (介護福祉士国家試験受験資格)	介護実習 -A	2019年7月～10月 12時間:3日	30	【選択制】 社会福祉(介護福祉):1年生	50,000円	2019年 6月18日(月)～ 6月28日(金)
	介護実習 -B	2019年11月～12月 25.5時間:7日				
	介護実習 -C	2020年2月26日(水)～3月10日(火) 75時間(10日間)				
	介護実習	2019年8月14日(水)～9月10日(火) ・150時間(20日間)	23	【選択制】 社会福祉(介護福祉):2年生	70,000円	2019年 7月16日(火)～ 7月31日(水)
	介護実習	2019年8月14日(水)～9月18日(水) ・187.5時間(25日間)	11	【選択制】 社会福祉(介護福祉):3年生	80,000円	
保育実習 (保育士資格)	保育実習 (保育所)	2019年8月19日(月)～8月30日(金) ・80時間以上かつ10日間以上	10	【選択制】 社会福祉(こども福祉):3年生	60,000円	2019年 7月16日(火)～ 7月31日(水)
	保育実習 (保育所)	2019年9月6日(金)～9月20日(金) ・80時間以上かつ10日間以上				
	保育実習 (児童福祉施設)	2020年2月24日(月)～3月6日(金)の間 ・80時間以上かつ10日間以上				
教育実習 (中学校・高等学校教諭一種〔保健体育〕免許状)		2019年5月～11月に3～4週間の120時間 高等学校免許状のみ取得希望者は2週間60時間	13	【選択制】 健康スポーツコミュニケーション:4年	40,000円	2019年 4月15日(月)～ 4月26日(金)
介護等体験 (中学校教諭一種免許状)		2019年11月～12月に特別支援学校2日間、福祉施設5日間	25	【選択制】 健康スポーツコミュニケーション:3年	15,000円	2019年 7月16日(火)～ 7月31日(水)

注1) 実習日程については実習施設との調整上変更があります。 注2) 対象学年は、標準学年を示しています。

精神保健福祉士国家試験受験資格

社会福祉学科精神保健福祉士養成課程（2016年度入学生は社会福祉学科福祉心理コース）

指定科目等の名称	本学科目名	担当教員	区分	有資格状況	指針等該当番号
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	三笠	専任	医師・本学において選考された教員	
心理学理論と心理的支援	心理学概論	石井	兼任	本学において選考された教員	
	心理学概論	石井	兼任	本学において選考された教員	
社会理論と社会システム	社会学	兼子	兼任	本学において選考された教員	
	社会学	兼子	兼任	本学において選考された教員	
現代社会と福祉	社会福祉原論	畠中	兼任	本学において選考された教員	
地域福祉の理論と方法	地域福祉論	荒木	兼任	本学において選考された教員	
	コミュニティーワーク論	井土	兼任	本学において選考された教員	
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画論	牧野	兼任	本学において選考された教員	
社会保障	社会保障論	藤田	兼任	本学において選考された教員	
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論	畠中	兼任	本学において選考された教員	
保健医療サービス	保健医療サービス論	藤田	兼任	本学において選考された教員	
権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見	村山	兼任	本学において選考された教員	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論	祐東	兼任	本学において選考された教員	
精神疾患とその治療	精神疾患とその治療	三笠	専任	医師・本学において選考された教員	
精神保健の課題と支援	精神保健学	直嶋	専任	本学において選考された教員	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童福祉論	祐東	兼任	本学において選考された教員	
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	ソーシャルワーク総論	田中(幸)	兼任	本学において選考された教員	
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	精神保健福祉援助技術総論	井澤	専任	本学において選考された教員	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	精神科リハビリテーション学	直嶋	専任	本学において選考された教員	
	精神保健福祉援助技術各論	直嶋	専任	本学において選考された教員	
精神保健福祉に関する制度とサービス	精神保健福祉論	井澤	専任	本学において選考された教員	
精神障害者の生活支援システム	精神保健福祉論	直嶋	専任	本学において選考された教員	
精神保健福祉援助演習(基礎)	ソーシャルワーク演習	熊谷	兼任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ウ
		藤田	兼任	講習会終了者	指針4-(3)-エ
		田中(幸)	兼任	講習会終了者	指針4-(3)-エ
精神保健福祉援助演習(専門)	精神保健福祉援助演習	井澤	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ウ
		直嶋	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ウ
	精神保健福祉援助演習	井澤	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ウ
		直嶋	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ウ
精神保健福祉援助実習指導	精神保健福祉援助実習指導	井澤	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ウ
		直嶋	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ウ
	精神保健福祉援助実習指導	井澤	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ウ
		直嶋	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ウ
精神保健福祉援助実習	精神保健福祉援助実習 -A	直嶋	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ウ
		井澤	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ウ
		遠藤	専任	講習会終了者	指針4-(3)-エ
		柴原	専任	講習会終了者	指針4-(3)-エ
		中田	兼任	講習会終了者	指針4-(3)-エ
		直嶋	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ウ
	精神保健福祉援助実習 -B	井澤	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ウ
		遠藤	専任	講習会終了者	指針4-(3)-エ
		柴原	専任	講習会終了者	指針4-(3)-エ
		中田	兼任	講習会終了者	指針4-(3)-エ
	精神保健福祉援助実習	直嶋	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ウ
		井澤	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ウ
		遠藤	専任	講習会終了者	指針4-(3)-エ
		柴原	専任	講習会終了者	指針4-(3)-エ
		中田	兼任	講習会終了者	指針4-(3)-エ

の科目は2018年度入学生から科目名称変更

教員に関する調書

養成施設名	神戸医療福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 精神保健福祉士養成課程			
氏名	井澤 嘉之	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ 女	
生年月日	昭和 33 年			
最終学歴 (学部、学科、専攻)	吉備国際大学大学院社会福祉学研究科修士課程修了			
担当予定科目	精神保健福祉援助演習 ・ 、精神保健福祉援助実習 ・ 、 精神保健福祉援助実習指導 ・ 、精神保健福祉援助実習 - A、 - B			
教 員 資 格 要 件	指針該当番号		4-(3)-ウ	
	精神保健福祉士実習演習担当教員講習会		1. 修了(修了年月: 年 月) 2. <input type="checkbox"/> 未修了	
	教育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
		医療法人十全会 国領荘(精神障害者生 活訓練施設)	社会復帰指導員	平成 13 年 2 月 ~ 平成 14 年 9 月迄 (1 年 8 か月)
		静岡医療科学専門学校	専任講師(精神保健福祉論、援助技術論)	平成 16 年 4 月 ~ 平成 17 年 3 月迄 (1 年 0 か月)
		医療法人十全会 国領荘(自立訓練事業 所)	職員 精神保健福祉士 地域移行支援員	平成 17 年 11 月 ~ 平成 26 年 3 月迄 (8 年 5 か月)
		神戸医療福祉大学 社会福祉学部社会福 祉学科	専任講師(精神保健福祉援助演習 ・ 、 精神保健福祉援助実習指導 ・ 、精神 保健福祉援助実習 - A ・ - B ・ 等)	平成 26 年 4 月 ~ 平成 31 年 3 月現在 (5 年 0 か月)
	合 計			16 年 1 か月
	資格 ・ 免許 ・ 学位	名 称	取得機関	取得年月日
		修士(社会福祉学)	吉備国際大学大学院	平成 20 年 3 月 22 日
精神保健福祉士		財団法人社会福祉振興・試験センター	平成 12 年 4 月 20 日	
担当予定科目に関する 研究発表又は論文 (主なもの)	名 称	年 月		

教員に関する調書

養成施設名	神戸医療福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 精神保健福祉士養成課程			
氏名	柴原 直樹	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ 女	
生年月日	昭和 31 年			
最終学歴 (学部、学科、専攻)	英国ロンドン大学大学院 心理学専攻 博士課程終了			
担当予定科目	精神保健福祉援助実習 - A・ - B、精神保健福祉援助実習、 精神保健福祉援助実習指導			
教 員 資 格 要 件	指針該当番号	4- (3) - 工		
	精神保健福祉士実習演習担当教員講習会	1. <input checked="" type="checkbox"/> 修了 (基礎分野修了年月：平成 25 年 2 月) (実習分野修了年月：平成 26 年 3 月) 2. 未修了		
	教育歴・ 職歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
		ロンドン大学 ユニバーシティ・ カレッジ	研究助手	平成 7 年 10 月 ~ 平成 10 年 6 月迄 (2 年 9 か月)
		ロンドン大学 認知神経科学研究所	研究員	平成 11 年 4 月 ~ 平成 14 年 3 月迄 (3 年 0 か月)
		ロンドン大学 認知神経科学研究所	準研究員	平成 14 年 4 月 ~ 平成 16 年 3 月迄 (2 年 0 か月)
		神戸医療福祉大学 社会福祉学部社会福祉 学科	教授 (精神保健福祉援助実習 - A・ - B、精神保健福祉援助実習)	平成 16 年 4 月 ~ 平成 31 年 3 月現在 (15 年 0 か月)
		合 計		22 年 0 か月
	資格・ 免許・ 学位	名 称	取得機関	取得年月日
		PhD (博士号)	ロンドン大学	平成 11 年 3 月 31 日
担当予定科目に関する 研究発表又は論文 (主なもの)	名 称	年 月		

教員に関する調書

養成施設名	神戸医療福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 精神保健福祉士養成課程			
氏名	遠藤 正雄	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ 女	
生年月日	昭和 44 年			
最終学歴 (学部、学科、専攻)	京都大学大学院教育学研究科修士課程修了			
担当予定科目	精神保健福祉援助実習 - A ・ - B、精神保健福祉援助実習指導 精神保健福祉援助実習			
教 員 資 格 要 件	指針該当番号	4- (3) - 工		
	精神保健福祉士実習演習担当教員講習会	1 . <input checked="" type="checkbox"/> 修了 (基礎分野修了年月：平成 25 年 2 月) (実習分野修了年月：平成 27 年 3 月) 2 . 未修了		
	教育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
		京都光華女子大学	非常勤講師	平成 11 年 4 月 ~ 平成 18 年 9 月 (7 年 6 か月)
		甲南看護学校	非常勤講師	平成 13 年 10 月 ~ 平成 18 年 9 月 (5 年 0 か月)
		京都橘女子大学	非常勤講師	平成 14 年 4 月 ~ 平成 17 年 3 月 (3 年 0 か月)
		神戸文化短期大学	非常勤講師	平成 16 年 9 月 ~ 平成 17 年 3 月 (0 年 7 か月)
		天理大学	非常勤講師	平成 18 年 4 月 ~ 平成 18 年 9 月 (0 年 6 か月)
		神戸医療福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科	教授 (精神保健福祉援助実習 - A ・ - B、精神保健福祉援助実習 等)	平成 18 年 10 月 ~ 平成 31 年 3 月現在 (12 年 6 か月)
	合 計		20 年 0 か月	
資格 ・ 免許 ・ 学位	名 称	取得機関	取得年月日	
	修士 (教育学)	京都大学	平成 11 年 3 月 23 日	
担当予定科目に関する 研究発表又は論文 (主なもの)	名 称	年 月		

教員に関する調書

養成施設名	神戸医療福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 精神保健福祉士養成課程			
氏名	直嶋 美恵子	性別	男 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 女	
生年月日	昭和 50 年			
最終学歴 (学部、学科、専攻)	吉備国際大学大学院社会福祉学研究科修士課程修了			
担当予定科目	精神保健福祉援助演習 ・ 、精神保健福祉援助実習指導 ・ 精神保健福祉援助実習 - A ・ - B、精神保健福祉援助実習			
教員資格要件	指針該当番号	4-(3)-ウ		
	精神保健福祉士実習演習担当教員講習会	1. 修了(修了年月：平成 年 月) 2. <input type="checkbox"/> 未修了		
	教育歴・職歴	名称	教育内容又は業務内容	年 月
		医療法人 桐葉会	相談員(相談援助業務)	平成 14 年 10 月～ 平成 21 年 3 月 (6 年 6 か月)
		学校法人モード学園 首都医校	精神保健福祉学科教員	平成 21 年 4 月～ 平成 28 年 3 月 (7 年 0 か月)
		きゅーちゃん診療所(心療 内科等)	相談員	平成 27 年 3 月～ 平成 28 年 3 月 (1 年 1 か月)
		神戸医療福祉大学 社会福祉学部社会福祉学 科	講師、准教授(精神保健福祉援助実習指導 ・、 精神保健福祉援助演習 ・)	平成 28 年 4 月～ 平成 31 年 3 月現在 (3 年 0 か月)
		合 計	16 年 6 か月	
	資格・免許・学位	名称	取得機関	取得年月日
		精神保健福祉士	財団法人社会福祉振興・試験センター	平成 14 年 5 月 10 日
担当予定科目に関する 研究発表又は論文 (主なもの)	名 称	年 月		
	精神障害者生活訓練施設の社会復帰に関する考察 再入院の防止と地域生活移行	平成 20 年 3 月		

実習施設

施設名及び施設種別	法人名称	位置
精神科病院 今治病院	財団法人 正光会	愛媛県今治市 高市甲786-13
精神科病院 田村病院	医療法人 田村病院	和歌山県和歌山市 小倉645
精神科病院 大村病院	医療法人 樹光会	兵庫県三木市 大村字北山200
精神科病院 姫路北病院	医療法人 内海慈仁会	兵庫県神崎郡 福崎町南田原1134-2
精神科病院 渡辺病院	社会福祉法人 明和会医療福祉センター	鳥取県鳥取市 東町3丁目307番地
精神科病院 関西青少年サナトリウム	医療法人社団 東峰会	兵庫県神戸市 西区岩岡町西脇838
精神科病院 赤穂仁泉病院	医療法人 千水会	兵庫県赤穂市浜市408
精神科病院 岡山県精神科医療センター	地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター	岡山県岡山市 北区鹿田本町3-16
精神科病院 仁恵病院	医療法人 全人会	兵庫県姫路市 野里275
精神科医院 新川医院	医療法人社団 新川医院	兵庫県西宮市 里中町3-10-7
精神科診療所 かもめクリニック	医療法人社団	兵庫県明石市 本町2-5-13 玉澤ビル2F
精神科病院 こころの医療センター	島根県立	島根県出雲市 下古志町1574-4
精神科病院 十全第二病院	医療法人 十全会	愛媛県新居浜市 角野新田町1-1-28
精神科病院 医療福祉センター 倉吉病院	医療法人 人厚会	鳥取県倉吉市 山根43
精神科病院 河田病院	財団法人 河田病院	岡山県岡山市 富町2-15-21
相談支援事業 地域活動支援センター もくれん	社会福祉法人 ふれあい共生会	大阪府大阪市 東住吉区矢田6-8-7
ケアホーム・グループホーム就労支援 人厚会 在宅医療福祉センター	社会医療法人 人厚会	鳥取県倉吉市 山根43
就労継続支援B型 京口共同作業所	特定非営利活動法人 来楽輪	兵庫県姫路市 城見町26 城見プラザ101
就労継続支援B型 さぎ草会共同作業所	社会福祉法人 さぎ草福祉会	兵庫県姫路市 八代本町1-15-35
精神障害者地域活動支援センター 地域生活支援センター ポルタ	社会福祉法人 尼崎あすなろ福祉会	兵庫県尼崎市 尾浜町2丁目32-7
地域活動支援センター1型 笠岡市精神障害者支援センター	特定非営利活動法人 すみれ会	岡山県笠岡市 笠岡2627
保健所 姫路市保健所	姫路市	兵庫県姫路市 坂田町3番地
精神科病院 馬場病院	医療法人社団 玉藻会	香川県高松市 郷東町580
精神科病院 たけとう病院	医療法人 たけとう病院	福井県勝山市 野向町聖丸10-21-1
精神科病院 揖保川病院	医療法人 古橋会	兵庫県たつの市 揖保川町半田703-1
多機能型 なでこの里	社会福祉法人 かがやき神戸	兵庫県神戸市西区 櫛谷町長谷字渋谷83-26
就労継続・就労移行 ライブサポートセンター	医療法人社団 以和貴会	香川県高松市 岡本町字上新開60-1
精神科病院 有馬高原病院	医療法人 寿栄会	兵庫県神戸市 長尾町上津4663-3
総合病院 清和病院	医療法人 青雲会	高知県高岡郡 佐川町乙1777番地
就労継続支援B型事業所 フリースペースよかよかくらぶ	特定非営利活動法人 神戸ぶどうの樹	兵庫県神戸市 長田区久保町3丁目2-10

地域活動支援センター 地域活動支援センターえんじえる	NPO法人 えんじえる会	兵庫県姫路市 大津区天満984
精神科病院 醍醐病院	医療法人 桜花会	京都府京都市 伏見区石田大山町72
就労継続支援B型 夢工房大久保	特定非営利活動法人 居場所	兵庫県明石市大久保町 大窪479-1平野ビル2F
相談支援センター サマーハウス	社会医療法人 明和会医療福祉センター	鳥取県鳥取市 湯所町1-131
精神科病院 雄岡病院	医療法人社団 悠生会	兵庫県神戸市西区 神出町小束野48-58
障害者地域活動相談支援 いねいぶる	特定非営利活動法人 いねいぶる	兵庫県たつの市 龍野町堂本179
精神科病院 ももの里病院	公益財団法人 仁和会	岡山県笠岡市 今立2543番地
精神科病院 西条道前病院	医療法人 隣善会	愛媛県西条市 飯岡3290-1
精神科診療所 かく・にしかわ診療所	医療法人 瑞月会	大阪府大阪市 中央区東心斎橋1-9-6
精神科病院 藍里病院	社会医療法人 あいざと会	徳島県板野郡 上板町佐藤塚字東288-3
精神科病院 豊岡病院	公立 豊岡病院組合立	兵庫県豊岡市 戸牧1094番地
精神科病院 神戸白鷺病院	医療法人 敬性会	兵庫県神戸市西区 神出町小束野9-94
精神科病院 藍野病院	医療法人 恒昭会	大阪府茨木市 高田町11番18号
精神科病院 くじら病院	医療法人 青峰会	愛媛県八幡市 五反田1-1046-1
精神科病院 第一病院	医療法人 第一病院	徳島県徳島市 新浜本町一丁目7番10号
精神科病院 新淡路病院	医療法人 新淡路病院	兵庫県洲本市 上加茂43
精神障害者生活訓練施設 障害者ケアセンター ハーブハウス生活訓練事業所	医療法人 青峰会	愛媛県八幡市 五反田1-1044
地域活動支援センターさくらんぼハウス	NPO法人 石鎚	愛媛県西条市 神拝甲324-2
精神科病院 近森病院総合心療センター	社会医療法人 近森会	高知県高知市 大川筋1丁目1番6号
地域活動支援センター クム	特定非営利活動法人 ハムスびあ	大阪府豊中市 中桜塚3-12-24-101
精神科病院 城西病院	医療法人 睦み会	徳島県徳島市 南矢三町3丁目11番23号
精神科病院 あいの病院	医療法人財団 愛野会	兵庫県三田市 東本庄2493
精神科病院 播磨サナトリウム	医療法人社団 友愛会	兵庫県加古郡稲美町 北山1264番地
精神科・神経科 新生病院	医療法人 実風会	兵庫県神戸市西区 伊川谷町潤和字横尾238-475
精神科病院 いわき病院	医療法人社団 以和貴会	香川県高松市 香南町由佐113-1
精神科病院 小泉病院	医療法人 仁康会	広島県三原市 小泉町4245番地
精神科・心療内科 もみじヶ丘病院	特定医療法人 福知会	京都府福知山市 荒木3374
精神科・神経内科・心療内科 高岡病院	医療法人 恵風会	兵庫県姫路市 西今宿5丁目3-8
精神科病院 養和病院	医療法人 養和会	鳥取県米子市 上後藤3-5-1
精神科病院 兵庫県立ひょうごこころの医療センター	兵庫県	兵庫県神戸市北区 山田町上谷上字登り尾3
精神科病院 滋賀県立精神医療センター	滋賀県	滋賀県草津市 笠山8丁目4-25
精神科病院 三重県立こころの医療センター	三重県	三重県津市 城山1丁目12-1

地域活動支援センター もくれん	社会福祉法人 ふれあい共生会	大阪府大阪市 東住吉区矢田6-8-7
精神障害者社会復帰施設 ライブサポートセンター	医療法人社団 以和貴会	香川県高松市 岡本町字上新開60-1
就労継続支援B型事業所 ワークハウスさくら草	医療法人 仁康会	広島県三原市 小泉町4234-1番地
障害福祉サービス事業所 エッポック翼	社会福祉法人 養和会	鳥取県米子市 米原1460-7
就労継続支援B型 共同作業所陽だまり	特定非営利活動法人 陽だまり	滋賀県野洲市 小篠原1818-5
障害者支援施設 つばさ	社会福祉法人 愛恵会	三重県松阪市 下村町2203-1
就労継続支援B型 ぐりいと	社会福祉法人 かがやき神戸	兵庫県神戸市北区 谷上東町7-6アルバ谷上B1
障害福祉サービス就労サポート事業所 就労サポートかみまち	特定非営利活動法人 ブルースター	高知県高知市 上町3丁目4-23
精神科病院 財団新居浜病院	一般財団法人 新居浜精神衛生研究所	愛媛県新居浜市 松原町13-47
地域活動支援センター 相談支援事業所けいふう	医療法人 恵風会	兵庫県姫路市 西今宿5-3-8

1 精神保健福祉援助実習について

(1) 実習の意義と目的

精神保健福祉援助実習は「精神保健福祉士」を専門職として養成することの一部を担い、精神保健福祉機関等において利用者と直接触れ合う事の中から、学校等で学んできた事を体得し、自己覚知を行い、「精神保健福祉士」としての知識・理論・技術・価値・倫理を養う機会である。

精神保健福祉援助実習の目的は、対象者の方々への精神保健福祉士として要請される専門知識、対人援助技術、福祉専門職としての態度を、配属される施設や機関のなかで学び、一層深めていくことにある。

(2) 実習の目標と課題

厚生労働省の定める、精神保健福祉実習の目標は以下のとおりである。

- 1) 現場体験を通して精神保健福祉士として必要な知識及び技術並びに関連知識の理解を深める。
- 2) 精神保健福祉士として必要な知識及び技術並びに関連知識を実際に活用し、精神障害者に対する相談援助及びリハビリテーションについて必要な資質・能力・技術を修得する。
- 3) 職業倫理を身につけ、専門職としての自覚に基づいた行動ができるようにする。
- 4) 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。
- 5) 関連分野の専門職種との連携のあり方を理解する。

(「精神保健福祉士養成施設等指導要領について」

平成 20 年 6 月 24 日厚生労働省社会・援護局通知障発 0624002 号)

したがって本実習にあたっては、これらの目標を達成することが課題となり、そのためには精神保健福祉のみならず、社会福祉全般についての幅広くかつ深い学習と自己覚知が求められる。

また実習におけるすべての課題に対しては、常に問題意識を持ち、主体的に取り組むことが必要となる。

2 実習の方法

(1) 実習履修資格・・・次の1)及び2)をクリアして初めて与えられる

1) 次の ~ の単位を、実習を履修する前年度終了迄修得、 ~ 24の単位を、実習を履修する前年度終了迄1科目以上修得又は該当科目を現在履修中、 25 ~ 28の科目を、現在履修中であること。

社会福祉原論	修得済	
医学概論	修得済	
精神医学	修得済	
ソーシャルワーク総論	修得済	
精神保健福祉援助技術総論	修得済	
精神保健福祉論	修得済	
精神保健福祉論	修得済	
ソーシャルワーク演習	修得済	
精神保健福祉援助演習	修得済	
精神保健福祉援助演習	修得済	
精神保健福祉援助実習指導	修得済	
心理学 ・	修得済	又は 履修中
社会学 ・	修得済	又は 履修中
地域福祉論	修得済	又は 履修中
コミュニティワーク論	修得済	又は 履修中
福祉行財政と福祉計画論	修得済	又は 履修中
社会保障論	修得済	又は 履修中
公的扶助論	修得済	又は 履修中
保険医療サービス論	修得済	又は 履修中
権利擁護と成年後見	修得済	又は 履修中
21 障害者福祉論	修得済	又は 履修中
22 精神保健学	修得済	又は 履修中
23 精神科リハビリテーション学	修得済	又は 履修中
24 精神保健福祉援助技術各論	修得済	又は 履修中
25 精神保健福祉援助実習指導	履修中	
26 精神保健福祉援助実習 - A ()	履修中	
27 精神保健福祉援助実習 - B	履修中	
28 精神保健福祉援助実習	履修中	

但し、ソーシャルワーク実習の履修者は精神保健福祉援助実習 - Aが免除される。

(2) 配属実習の期間と時間数

この単位を修得するためには、ソーシャルワーク実習を履修し修了した者と、修了しなかった者又は、履修しなかった者とで時間配分が異なる。この科目では指導内容に応じて以下のように時間配分して学習する。

1) ソーシャルワーク実習を履修し、修了した者

精神科医療機関での配属実習・・・90 時間以上 (12 日間以上)

上記以外での配属実習 ……60 時間以上 (8 日間以上)

2) ソーシャルワーク実習を修了しなかった者又は、履修しなかった者

精神科医療機関での配属実習・・・90 時間以上 (12 日間以上)

上記以外での配属実習 ……120 時間以上 (15 日間以上)

3) 実習期間

別途定める

(3) 実習施設・機関

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等第3条第10号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第1条第7項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業は以下の通りである。

1) 精神科病院

2) 病院又は診療所 (精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。)

3) 保健所

4) 地域保健法に規定する市町村保健センター

5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター

6) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業 (生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。)又は相談支援事業を行う施設、障害者支援施設及び地域活動支援センター(主として精神障害者が利用するものに限る。)

(4) 実習内容

厚生労働省が定める精神保健福祉士養成のための精神保健福祉援助実習には以下の内容が含まれる。本学の精神保健福祉援助実習においてもこれを踏まえた指導を行う。

1) 実習オリエンテーション

2) 専門援助技術実習指導

3) リハビリテーション実習指導

4) 配属実習 (以下「実習」とする。)

5) 全体総括

(5) 実習計画書の作成

事前学習に基づいて「実習の動機」、「実習の目標」、「目標達成への具体的課題」、「実習に際しての心構えと事前学習」の各項目に記述し、実習計画書を作成する。何を学ぶためにその施設・機関等に実習に行くのか、その施設・機関等の実情や課題と照らして、自分の問題意識はどこにあるのかをつきつめて考え、具体的かつ現実的な課題と方法をいくつか設定する。作成にあたっては、実習指導担当教員の指導を受ける。

(6) 実習計画及び実習計画書作成における留意点

- 1) 学生の実習準備達成度により、オリエンテーションや「慣れる」段階の内容、長さが変化する。
- 2) 体験学習やボランティア等である程度、経験がある学生も、実習施設・機関等の雰囲気・目標に馴染むために数日かける。
- 3) 行事・宿直・休暇等のスケジュールをうまく活かした計画を作る。
- 4) 日課の流れの中で入りやすいものから参加できるようにする。
- 5) 実習計画書には活動内容だけでなく、学習目標・視点・方法を併記する。
- 6) 実習生が実習や施設・機関等に馴染みやすい工夫をそれぞれの施設・機関等の実情にそって作成する。
- 7) 実習計画については、実習中に実習指導者からの指導を受け、見直しを行う。

(7) 実習記録及び関係書類への記入と提出

1) 事前訪問までに

「誓約書」、「実習生個人票」、「実習計画書」を実習指導担当教員に提出し、点検・指導を受ける。

点検・指導を受けた「実習生個人票」及び「実習計画書」の写し2部を実習指導担当教員に提出する。

2) 事前訪問時

「誓約書」、「実習生個人票」、「実習計画書」を実習施設・機関等の実習指導者に提出する。なお、ソーシャルワーク実習修了者が精神科医療機関以外で実習する場合、ソーシャルワーク実習の実習総括の写しも提出すること。

3) 事前訪問後

「事前訪問記録票」を完成させ、写しを実習指導担当教員に提出する。原紙は各自で保管する。

なお、直接提出できない場合は、大学(実習課)に郵送すること。

4) 実習開始まで

保菌検査の手続きを行い、所定の方法にて提出する。

検査結果は、後日業者から直接送られてくる。

「健康診断証明書」は一括で発行するので、実習課へ申請をすること。

5) 実習開始時

「健康診断証明書」「保菌検査結果報告書」を実習施設・機関等に提出し、「実習出席簿」「実習評価票」を預ける。

「実習施設・機関等の概要」の情報を収集し作成する。

6) 実習中

「実習日誌」「実習出席簿」に毎日記入し、実習指導者から点検・指導を受ける。

7) 実習終了後

「実習の総括」「最終日の実習日誌」「実習出席簿」を実習指導者へ提出する。(すぐに提出できない場合は1週間以内に提出すること。)

後日、実習指導料の「請求書」と共に大学(実習課)へ送付を依頼する。

「実習報告書」「実習自己評価票」「実習日誌」「実習施設・機関等の概要」を実習終了後、速やかに実習指導担当教員に提出する。

1週間以内に、施設・機関等の長、実習指導者、お世話になった方々宛にお礼状を出す。

(8) 評価と単位認定

実習の評価と単位認定は、学内における実習指導等への取り組み状況、実習施設・機関による実習中の評価、実習日誌等の諸記録などを総合的に評価し、目標を達成できていると認められる者に対して単位の認定を行う。認定される単位は6単位である。

(9) 実習に関する費用

実習に関する費用のうち、実習指導料は大学負担とし、実習終了後、実習施設・機関の請求に基づき大学が支払う。ただし、精神保健福祉士国家試験受験資格と社会福祉士国家試験受験資格の両方の取得を希望する者、又は、精神保健福祉士国家試験受験資格のみを希望する者は、学則に定める学外実習教育費を所定の期限までに納付しなければならない。

交通費、食費、宿泊費、資料代等の諸経費は、実習学生の負担とする。なお、これらの諸経費については、事前オリエンテーションなどの際に実習先に確認し、指示を受けておくこと。

(10) 保険

実習中は、学生教育研究災害傷害保険及び学生教育研究賠償責任保険が正課中として取り扱われる。実習中等に万一事故が生じた際は、速やかに実習指導担当教員又は実習課に連絡すること。

(11) その他

その他、必要な事項については、学長が別に定めるものとする。

3 実習指導教育の内容

(1) 実習指導の展開

精神保健福祉援助実習は、理論と実践の統合を目指すものであるから、実習で実践活動を経験する前には、それまでに学んだ知識を十分に習得していることが必要であり、また、様々な精神保健福祉の施設・機関がどのような役割や機能を担って活動を行っているのかということについても理解を深めておかなければならない。

実習中においては、目的意識や課題をしっかりと意識し、実習指導者の指導の下、主体的かつ積極的に行動し、実践活動について理解を深めると同時に、専門職としての自覚が高められるように取り組むことが求められる。

さらに実習終了後は、実習先で体験したことを基に、理論と実践の統合という最終目標に向かって取り組まなければならない。継続したスーパービジョンを受けながら、実習中に体験した出来事を注意深く分析検討し、また自分自身のもつ価値観や人間観等についても客観視し、精神保健福祉士として備えておくべき資質を涵養していく。

このように効果的な実習を行うために、精神保健福祉援助実習は以下の要領で指導を展開していく。

1) 事前指導

これまでに学んだ精神保健福祉と関連領域の知識・技術・価値等を整理する。

成すべき自己の課題を明らかにする。

実習先の機能や役割についての事前学習を行い、理解を深める。

実習における目的や課題を明確にする。

実習に対する不安感を解消する。

2) 実習

精神保健福祉士としての具体的な支援を体験し、必要な知識及び技術並びに関連知識の理解を深める。

知識や技術などを実際に活用し、精神障害者に対する相談援助及びリハビリテーションに応じるために必要な資質・能力・技術を修得する。

自己の資質向上とともに、職業倫理を身につけ、専門職としての自覚に基づいた行動ができるようにする。

関連職種との連携の中で、チームアプローチによる支援の実際を理解する。

3) 巡回指導及び帰校指導

精神科医療機関実習の場合

実習第1週目……帰校日指導

実習第2週目……巡回指導

実習第3週目……帰校日指導

上記以外での実習でソーシャルワーク実習を修了した者の場合

実習第1週目……帰校日指導、又は巡回指導

実習第2週目……巡回指導、又は帰校日指導

精神科医療機関以外での実習で、ソーシャルワーク実習を修了しなかった者、又は履修しなかった者の場合

実習第1週目……帰校日指導

実習第2週目……巡回指導

実習第3週目……帰校日指導

実習第4週目……帰校日指導（予備）

帰校地及び帰校日、帰校時間について

帰校地は原則として神戸医療福祉大学キャンパスとし、原則以外の帰校地及び帰校日・時間に関しては実習指導の中で指定する。

4) 事後指導・全体総括

実習等で学んだことをもとに、グループ討議やロールプレイを通して学習の深化を図る。

実習記録等を詳細に分析検討し、継続的なスーパービジョンを受けながら、今後の自己の課題を明らかにする。

実習全体を総括し、その過程を通じた自己の成長を確認する。

(2) 実習生に求められる態度

精神保健福祉援助実習に参加する学生は、日頃から本学諸規則を遵守し、常に学生としてふさわしい態度をとることはもちろん、特に実習中は精神保健福祉士としての倫理を遵守し、専門職として適切な態度・行動をとることが求められる。いかなる場合であっても利用者と個人的関係を持つことは認められない。

また健康状態など自己管理に留意するとともに、感染予防など衛生管理にも万全の態勢で臨むことが大切である。

実習中の注意事項について、以下に記す。

実習先の勤務形態に合わせ時間厳守かつ余裕をもって行動すること。遅刻や早退、無断欠席をすることがないように社会人としての自覚を持って臨むこと。

実習先の服務規程や就業規則に従い、実習指導者の指示の下に行動すること。

報告、連絡、相談を心がけ、自己判断による勝手な行動は慎むこと。

職員、患者に不安を与えるような髪型、髪色（黒が望ましい）、ピアス、派手な服装は慎むこと。喫煙の可否については実習指導者に相談すること。

実習中における質問や疑問点は、曖昧にせず実習指導者に確認し、早めの解決を図ること。

日々の課題を明確にし、常に目的意識を持って積極的に取り組むこと。

プライバシーの保護を常に念頭に置き行動すること。また人権を侵害するような言動は絶対にしてはならない。

一時の感情に流され、利用者と個人的な関係をもつことは、いかなる場合でもしてはならない。連絡先の交換や、手紙のやり取りについても当然避けなければならない。

らない。万一、そのような事態が生じたときは、直ちに実習指導者に伝え指示を仰ぐこと。

実習日誌等の記録物は日々確実に記入し、毎日実習指導者に提出して検印を受けること。記録は公文書に準ずるものであるから、適切な記入を心がけること。

健康管理に留意し、体調不良による実習日程への不具合が生じないようにすること。また感染症には十分注意すること。

実習終了後もボランティアなどの形で可能な限り配属実習先との関係を継続すること。

(3) 実習記録及び関係書類

実習に関する記録や書類は「精神保健福祉援助実習の手引き」に綴じてあるものその他、実習指導の進行に伴って適宜配布される。

これらの記入にあたっては、利用者や現場のプライバシー保護に十分配慮するとともに、適正な利用、保管を心がけること。また提出の際は期日を厳守すること。

前項でも記しているように、公文書に準ずるものであるから、あらかじめ記入目的や記入方法を十分理解しておくことが大切である。

(4) 実習を終えて

施設・機関等の職員にとって、実習生を受け入れ、指導を行うことは日々の業務に加えて相当の負担を強いられるものである。実習生は実習を終えるにあたり、実習指導者はもとより、その他のお世話になった方々、入所者、利用者に感謝の気持ちを忘れてはならない。

実習先に対して、次の事項を誠実に行う。

1) お礼の挨拶

施設・機関等の長、実習指導者、その他お世話になった方々へ真心を込めたお礼の挨拶を行う。

2) 清掃・後片づけ

宿泊や生活に利用した部屋等の清掃と後片づけを行う。(借用物品の返却、忘れ物がないよう確認する。)

3) 実習諸経費の支払い

食費、宿泊費等の経費を支払う。(実習指導料については大学が送金)

4) 実習日誌の受領(受領方法については、実習施設・機関等と相談すること。)

5) お礼状の送付

実習終了後は速やかに(1週間以内)施設・機関等の長、実習指導者、お世話になった方々宛にお礼状を出す。

(5) 実習指導体制

精神保健福祉援助実習に関する指導は、実習指導担当教員とそれを補助する教員によって行う。

事務手続き等については、キャリアサポート部実習課が担当する。

実習中は、配属先の実習指導者が指導を行い、本学の巡回指導担当教員が適宜巡回指導及び帰校日指導を行う。これらは連携を密にして指導体制の強化を図る。

実習中の学生からの連絡はキャリアサポート部実習課で対応する。

気象警報発令の場合

実習施設が所在する地域又は実習中の学生居住地域に、**暴風警報** **特別警報** のいずれかが発令された場合は、原則、次により対応する。

午前6時現在発令中の場合、自宅待機とする。

午前9時現在発令中の場合、終日、実習を休講とする。

夜勤等で、実習開始が午後からの場合、実習開始2時間前の時点で発令中のときは、実習を休講とする。

その際、実習生は、実習指導者、実習指導教員及び実習課に連絡すること。

連絡先

キャリアサポート部 実習課：0790-22-2951

(参考資料 1)

精神保健福祉士倫理綱領

社団法人日本精神保健福祉士協会
倫 理 綱 領

日本精神医学ソーシャルワーカー協会
1988年6月16日制定
1991年7月5日改訂
1995年7月8日改訂
日本精神保健福祉士協会
2003年5月30日改訂
社団法人日本精神保健福祉士協会
2004年11月28日採択

前 文

われわれ精神保健福祉士は、個人としての尊厳を尊び、人と環境の関係を捉える視点を持ち、共生社会の実現をめざし、社会福祉学を基盤とする精神保健福祉士の価値・理論・実践をもって精神保健福祉の向上に努めるとともに、クライアントの社会的復権・権利擁護と福祉のための専門的・社会的活動を行う専門職としての資質の向上に努め、誠実に倫理綱領に基づく責務を担う。

目 的

この倫理綱領は、精神保健福祉士の倫理の原則および基準を示すことにより、以下の点を実現することを目的とする。

- 1 精神保健福祉士の専門職としての価値を示す
- 2 専門職としての価値に基づき実践する
- 3 クライアントおよび社会から信頼を得る
- 4 精神保健福祉士としての価値、倫理原則、倫理基準を遵守する
- 5 他の専門職や全てのソーシャルワーカーと連携する
- 6 すべての人が個人として尊重され、共に生きる社会の実現をめざす

倫理原則

- 1 クライアントに対する責務

(1) クライアントへの関わり

精神保健福祉士は、クライアントの基本的な人権を尊重し、個人としての尊厳、法

の下の平等、健康で文化的な生活を営む権利を擁護する。

(2) 自己決定の尊重

精神保健福祉士は、クライアントの自己決定を尊重し、その自己実現に向けて援助する。

(3) プライバシーと秘密保持

精神保健福祉士は、クライアントのプライバシーを尊重し、その秘密を保持する。

(4) クライアントの批判に対する責務

精神保健福祉士は、クライアントの批判・評価を謙虚に受けとめ、改善する。

(5) 一般的責務

精神保健福祉士は、不当な金品の授受に関与してはならない。また、クライアントの人格を傷つける行為をしてはならない。

2 専門職としての責務

(1) 専門性の向上

精神保健福祉士は、専門職としての価値に基づき、理論と実践の向上に努める。

(2) 専門職自律の責務

精神保健福祉士は同僚の業務を尊重するとともに、相互批判を通じて専門職としての自律性を高める。

(3) 地位利用の禁止

精神保健福祉士は、職務の遂行にあたり、クライアントの利益を最優先し、自己の利益のためにその地位を利用してはならない。

(4) 批判に関する責務

精神保健福祉士は、自己の業務に対する批判・評価を謙虚に受けとめ、専門性の向上に努める。

(5) 連携の責務

精神保健福祉士は、他職種・他機関の専門性と価値を尊重し、連携・協働する。

3 機関に対する責務

精神保健福祉士は、所属機関がクライアントの社会的復権を目指した理念・目的に添って業務が遂行できるように努める。

4 社会に対する責務

精神保健福祉士は、人々の多様な価値を尊重し、福祉と平和のために、社会的・政治的・文化的活動を通し社会に貢献する。

倫理基準

1 クライアントに対する責務

(1) クライアントへの関わり

精神保健福祉士は、クライアントをかけがえのない一人の人として尊重し、専門的援助関係を結び、クライアントとともに問題の解決を図る。

(2) 自己決定の尊重

- 1) クライアントの知る権利を尊重し、クライアントが必要とする支援、信頼のにおける情報を適切な方法で説明し、クライアントが決定できるよう援助する。
- 2) 業務遂行に関して、サービスを利用する権利および利益、不利益について説明し、疑問に十分応えた後、援助を行う。援助の開始にあたっては、所属する機関や精神保健福祉士の業務について契約関係を明確にする。
- 3) クライアントが決定することが困難な場合、クライアントの利益を守るため最大限の努力をする。

(3) プライバシーと秘密保持

精神保健福祉士は、クライアントのプライバシーの権利を擁護し、業務上知り得た個人情報について秘密を保持する。なお、業務を辞めたあとも、秘密を保持する義務は継続する。

- 1) 三者から情報の開示の要求がある場合、クライアントの同意を得上で開示する。クライアントに不利益を及ぼす可能性がある時には、クライアントの秘密保持を優先する。
- 2) 秘密を保持することにより、クライアントまたは第三者の生命、財産に緊急の被害が予測される場合は、クライアントとの協議を含め慎重に対処する。
- 3) 複数の機関による支援やケースカンファレンス等を行う場合には、本人の了承を得て行い、個人情報の提供は必要最小限にとどめる。また、その秘密保持に関しては、細心の注意を払う。クライアントに関係する人々の個人情報に関しても同様の配慮を行う。
- 4) クライアントを他機関に紹介する時には、個人情報や記録の提供についてクライアントとの協議を経て決める。
- 5) 研究等の目的で事例検討を行うときには、本人の了承を得るとともに、個人を特定できないように留意する。
- 6) クライアントから要求がある時は、クライアントの個人情報を開示する。ただし、記録の中にある第三者の秘密を保護しなければならない。
- 7) 電子機器等によりクライアントの情報を伝達する場合、その情報の秘密性を保証できるよう最善の方策を用い、慎重に行う。

(4) クライアントの批判に対する責務

精神保健福祉士は、自己の業務におけるクライアントからの批判・評価を受けとめ、改善に努める。

(5) 一般的責務

- 1) 精神保健福祉士は、職業的立場を認識し、いかなる事情の下でも精神的・身体的・性的いやがらせ等人格を傷つける行為をしてはならない。
- 2) 精神保健福祉士は、機関が定めた契約による報酬や公的基準で定められた以外の金品の要求・授受をしてはならない。

2 専門職としての責務

(1) 専門性の向上

- 1) 精神保健福祉士は専門職としての価値・理論に基づく実践の向上に努め、継続的に研修や教育に参加しなければならない。
- 2) スーパービジョンと教育指導に関する責務
精神保健福祉士はスーパービジョンを行う場合、自己の限界を認識し、専門職として利用できる最新の情報と知識に基づいた指導を行う。
精神保健福祉士は、専門職として利用できる最新の情報と知識に基づき学生等の教育や実習指導を積極的に行う。
精神保健福祉士は、スーパービジョンや学生等の教育・実習指導を行う場合、公正で適切な指導を行い、スーパーバイザーや学生等に対して差別・酷使・精神的・身体的・性的いやがらせ等人格を傷つける行為をしてはならない。

(2) 専門職自律の責務

- 1) 精神保健福祉士は、適切な調査研究、論議、責任ある相互批判、専門職組織活動への参加を通じて、専門職としての自律性を高める。
- 2) 精神保健福祉士は、個人的問題のためにクライアントの援助や業務の遂行に支障をきたす場合には、同僚等に速やかに相談する。また、業務の遂行に支障をきたさないよう、自らの心身の健康に留意する。

(3) 地位利用の禁止

精神保健福祉士は業務の遂行にあたりクライアントの利益を最優先し、自己の個人的・宗教的・政治的利益のために自己の地位を利用してはならない。また、専門職の立場を利用し、不正、搾取、ごまかしに参画してはならない。

(4) 批判に関する責務

- 1) 精神保健福祉士は、同僚の業務を尊重する。
- 2) 精神保健福祉士は、自己の業務に関する批判・評価を謙虚に受けとめ、改善に努める。
- 3) 精神保健福祉士は、他の精神保健福祉士の非倫理的行動を防止し、改善するよう適切な方法をとる。

(5) 連携の責務

- 1) 精神保健福祉士は、クライアントや地域社会の持つ力を尊重し、協働する。
- 2) 精神保健福祉士は、クライアントや地域社会の福祉向上のため、他の専門職や他機関等と協働する。
- 3) 精神保健福祉士は、所属する機関のソーシャルワーカーの業務について、点検・評価し同僚と協働し改善に努める。
- 4) 精神保健福祉士は、職業的關係や立場を認識し、いかなる事情の下でも同僚または関係者への精神的・身体的・性的いやがらせ等人格を傷つける行為をしてはならない。

3 機関に対する責務

精神保健福祉士は、所属機関等が、クライアントの人権を尊重し、業務の改善や向上が必要な際には、機関に対して適切・妥当な方法・手段によって、提言できるように努め、改善を図る。

4 社会に対する責務

精神保健福祉士は、専門職としての価値・理論・実践をもって、地域および社会の活動に参画し、社会の変革と精神保健福祉の向上に貢献する。

(参考資料2)

精神保健福祉士法(抄)

(平成9年12月19日法律第131号)

最終改正年月日:平成22年12月10日法律第71号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、精神保健福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「精神保健福祉士」とは、第28条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他、社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと(以下「相談援助」という。)を業とする者をいう。

(欠格事由)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、精神保健福祉士となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (3) この法律の規定その他精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) 第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

第2章 試験

(資格)

第4条 精神保健福祉士試験(以下「試験」という。)に合格した者は、精神保健福祉士となる資格を有する。

(試験)

第5条 試験は、精神保健福祉士として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第6条 試験は、毎年1回以上、厚生労働大臣が行う。

第3章 登録

(登録)

第28条 精神保健福祉士となる資格を有する者が精神保健福祉士となるには、精神保健福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(精神保健福祉士登録簿)

第29条 精神保健福祉士登録簿は、厚生労働省に備える。

(精神保健福祉士登録証)

第30条 厚生労働大臣は、精神保健福祉士の登録をしたときは、申請者に第28条に規定する事項を記載した精神保健福祉士登録証(以下この章において「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第31条 精神保健福祉士は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 精神保健福祉士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第32条 厚生労働大臣は、精神保健福祉士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- (1) 第3条各号(第4号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合
- (2) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 厚生労働大臣は、精神保健福祉士が第39条、第40条又は第41条第2項の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて精神保健福祉士の名称の使用の停止を命ずることができる。

(登録の消除)

第33条 厚生労働大臣は、精神保健福祉士の登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。

第4章 義務等

(信用失墜行為の禁止)

第39条 精神保健福祉士は、精神保健福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第 40 条 精神保健福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。精神保健福祉士でなくなった後においても、同様とする。

(連携等)

第 41 条 精神保健福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し保健医療サービス、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス、地域相談支援に関するサービスその他のサービスが密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらのサービスを提供する者その他関係者等との連携を保たなければならない。

2 精神保健福祉士は、その業務を行うに当たって精神障害者に主治の医師があるときは、その指導を受けなければならない。

(名称の使用制限)

第 42 条 精神保健福祉士でない者は、精神保健福祉士という名称を使用してはならない。

(経過措置)

第 43 条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第 5 章 罰則

第 44 条 第 40 条の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第 47 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 32 条第 2 項の規定により精神保健福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、精神保健福祉士の名称を使用したもの
- (2) 第 42 条の規定に違反した者

平成31年3月卒業生の進路

就職先		人数
社会福祉事業	老人施設・介護施設	6
	障害者支援施設	5
	児童福祉施設	1
	社会福祉協議会	1
	学校・教育機関	0
	その他	1
公務員	国	0
	都道府県	0
	市(区)町村	0
その他	医療機関	8
	他産業	16
	進学	1
	未就労	8
合計		47

平成30年9月卒業1名を含む